平成27年度公共用水域水質測定結果

1. 河川 (通年調査)

1)健康項目

河川測定結果(検出された項目のみ)と環境基準との比較を表1に示す。

砒素、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたが、いずれも環境基準 に適合していた。

測定を実施した他の健康項目は、全て不検出であり、環境基準に適合していた。

検出回数 測定値 検出された 環境基準 項目 単位 地点 測定回数 (年平均値) 適合 最 大 最 小 平 均 (回) 状況 八千代橋 1/6 0.001 <0.001 0.001 \bigcirc さくら橋 1/40.001 <0.001 0.001 \bigcirc 2/4 \bigcirc 船橋ハイム前 0.001 <0.001 0.001 $\,{\rm mg}/L$ 砒素 0.01 柳橋 <0.001 2/40.001 0.001 \bigcirc <0.001 0.001 \bigcirc 金堀橋 2/40.001 長殿橋 1/4 0.001 <0.001 0.001 \bigcirc 八千代橋 6/6 \bigcirc 0.17 0.12 0.14 さくら橋 1/4 0.09 <0.08 0.08 \bigcirc 3/40.09 船橋ハイム前 0.09 < 0.08 \bigcirc 0 ふっ素 柳橋 4/40.16 0.08 0.11 0.8 mg/L 金堀橋 2/40.09 <0.08 0.09 0 長殿橋 1/4 0.10 <0.08 0.09 \bigcirc 鈴身 1/40.08 <0.08 0.08 \bigcirc ほう素 八千代橋 2/20.7 \bigcirc 0.3 0.5 mg/L 1 硝酸性窒素及び 全測定 全地点 $5.0 \sim 9.0 \mid 1.7 \sim 5.7 \mid 3.3 \sim 7.3$ \bigcirc mg/L 10 亜硝酸性窒素 $(6\sim12)$

表1 河川測定結果(検出された健康項目のみ)と環境基準との比較

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表1 人の健康の保護に関する環境基準
- 注 2) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す(評価の対象は平均値とした)。

2) 生活環境項目

河川測定結果(生活環境項目)と環境基準との比較を表2~9に示す。

なお、pH、DO、BOD、及びSSについて、八千代橋、さくら橋、八栄橋及び柳橋ではE類型、金堀橋ではD類型の環境基準が適用される。全亜鉛、LAS及びノニルフェノールについては、八千代橋、さくら橋、八栄橋、柳橋及び金堀橋で生物Bの環境基準が適用される。

通日調査を行った、八千代橋、さくら橋については、通年調査の結果と通日調査の結果を 併せて評価を行った。

測定結果と環境基準との比較したところ、環境基準点でもある八千代橋においては、全ての測定で環境基準に適合していた。また、その他の地点においても全ての測定で環境基準に適合していた。

表 2 河川測定結果(生活環境項目・pH等)と環境基準との比較(八千代橋)

地点別(類型)			八千代橋(E	類型)[環境基準	準点]		
	W 11		測定値)	環境基準 E類型	
項目	単 位	最 大	最 小	平 均 (75%水質値)	適合状況	L 規主	
水素イオン濃度 (pH)	-	7. 9	7. 4	7. 7	○ (全測定適合)	6. 0以上 8. 5以下	
溶存酸素量 (D0)	mg/L	8. 0	5. 0	6. 7	○ (全測定適合)	2以上	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.6	1.0	1. 7 (2. 5)	○ (75%水質値適合)	10以下	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	6	2	3	○ (全測定適合)	ごみ等の浮遊が認 められないこと	
測定回数	通年調査:通日調査:		と午後の平均)			

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のア
- 注2) 適合状況は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に 基づく常時監視等の処理基準について(平成13年環水企第92号、平成18年6月改正。 以下、処理基準))」における環境基準の適合の判断に基づき、BODは日平均値の75% 水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 測定値は、日間平均値(通年調査:午前と午後の平均、通日調査:13回/日の平均値)を 示す。
- 注4) 最大、最小、平均及び75%水質値は、通年調査12回分と通日調査2回分の計14回分の 測定を集計したものである。
- 注 5) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表3 河川測定結果(生活環境項目・pH等)と環境基準との比較(さくら橋)

地点別(類型)			さく	う橋(E類型)			
_			測定値			環境基準	
項目	単 位	最 大	最 小	平 均 (75%水質値)	適合状況	E類型	
水素イオン濃度 (pH)	-	7. 9	7. 6	7. 7	○ (全測定適合)	6. 0以上 8. 5以下	
溶存酸素量 (D0)	mg/L	9. 0	6. 7	7. 7	○ (全測定適合)	2以上	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	5. 0	1. 1	3. 3 (4. 6)	○ (75%水質値適合)	10以下	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	7	3	5	○ (全測定適合)	ごみ等の浮遊が認 められないこと	
測定回数	通年調査:通日調査:						

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のア
- 注2) 適合状況は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に 基づく常時監視等の処理基準について(平成13年環水企第92号、平成18年6月改正。 以下、処理基準))」における環境基準の適合の判断に基づき、BODは日平均値の75% 水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 測定値は、通年調査12回分と通日調査2回分の計14回分の測定を集計したものである。
- 注 4) 最大、最小、平均及び 75%水質値は、通年調査 12 回分と通日調査 2 回分の計 14 回分の測定を集計したものである。
- 注 5) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表 4 河川測定結果(生活環境項目・ p H等)と環境基準との比較(八栄橋)

地点別(類型)			八栄	:橋(E類型)			
			測定値			環境基準 E類型	
項目	単 位	最 大	最 小	平 均 (75%水質値)	適合状況	L類至	
水素イオン濃度 (pH)	-	8. 0	7. 7	7.8	○ (全測定適合)	6. 0以上 8. 5以下	
溶存酸素量 (D0)	mg/L	10. 4	7. 6	8.9	○ (全測定適合)	2以上	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	4.8	0. 7	2. 6 (3. 4)	○ (75%水質値適合)	10以下	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	21	2	8	○ (全測定適合)	ごみ等の浮遊が認 められないこと	
測定回数	, ,						

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のア
- 注 2) 適合状況は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について(平成 13 年環水企第 92 号、平成 18 年 6 月改正。以下、処理基準))」における環境基準の適合の判断に基づき、BOD は日平均値の 75%水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 測定値は、通年調査12回分を示す。
- 注4) 最大、最小、平均及び75%水質値は、通年調査12回分の測定を集計したものである。
- 注 5) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表 5 河川測定結果(生活環境項目・p H等)と環境基準との比較(柳橋)

地点別(類型)			柳木	喬(E類型)			
			測定値		>-t- A 11: >	環境基準 E類型	
項目	単 位	最 大	最 小	平 均 (75%水質値)	適合状況	上規生	
水素イオン濃度 (pH)	-	7. 7	7. 5	7. 6	○ (全測定適合)	6. 0以上 8. 5以下	
溶存酸素量 (D0)	mg/L	7. 6	3. 3	4. 9	○ (全測定適合)	2以上	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	5. 4	1.8	3. 5 (4. 3)	○ (75%水質値適合)	10以下	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	7	2	4	○ (全測定適合)	ごみ等の浮遊が認 められないこと	
測定回数	通年調査:	6回					

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のア
- 注 2) 適合状況は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に 基づく常時監視等の処理基準について(平成 13 年環水企第 92 号、平成 18 年 6 月改正。 以下、処理基準))」における環境基準の適合の判断に基づき、BOD は日平均値の 75% 水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 測定値は、通年調査6回分の平均値を示す。
- 注4) 最大、最小、平均及び75%水質値は、通年調査6回分を集計したものである。
- 注 5) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表 6 河川測定結果(生活環境項目・ p H等)と環境基準との比較(金掘橋)

地点別(類型)			金拉	屈橋(D類型)		
			測定値			環境基準 D類型
項目	単 位	最 大	最 小	平 均 (75%水質値)	適合状況	り規主
水素イオン濃度 (pH)	-	8. 0	7. 7	7.8	○ (全測定適合)	6. 0以上 8. 5以下
溶存酸素量 (D0)	mg/L	9. 4	7. 2	8.6	○ (全測定適合)	2以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	4. 4	1. 9	3. 2 (4. 0)	○ (75%水質値適合)	8以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	17	2	9	○ (全測定適合)	100以下
測定回数	通年調査:	6回				

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準1(1)のア
- 注2) 適合状況は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に 基づく常時監視等の処理基準について(平成13年環水企第92号、平成18年6月改正。 以下、処理基準))」における環境基準の適合の判断に基づき、BODは日平均値の75% 水質値と、その他の項目は各日間平均値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 測定値は、通年調査6回分の平均値を示す。
- 注4) 最大、最小、平均及び75%水質値は、通年調査6回分の測定を集計したものである。
- 注 5) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表 7 河川測定結果(生活環境項目・全亜鉛)と環境基準との比較

地 点	単位	測 定 回 数	最大値	最小値	平均値	適合状況	環境基準 生物B類型
八千代橋	mg/L	6	0.016	0. 006	0.012	0	
さくら橋	mg/L	4	0. 023	0. 011	0.014	0	0.00017
柳橋	mg/L	4	0. 014	0. 009	0. 011	0	0.03以下
金堀橋	mg/L	4	0. 017	0. 009	0. 012	0	

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準1(1)のイ
- 注 2) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表8 河川測定結果(生活環境項目・ノニルフェノール)と環境基準との比較

地 点	単 位	測 回 数	最大値	最小値	平均値	適合状況	環境基準 生物B類型
八千代橋	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	
柳橋	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	0.002以下
金堀橋	mg/L	4	0. 00006	<0.00006	0. 00006	0	

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準1(1)のイ
- 注 2) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表 9 河川測定結果(生活環境項目・LAS)と環境基準との比較

地 点	単 位	測 回 数	最大値	最小値	平均値	適合状況	環境基準 生物B類型
八千代橋	mg/L	6	0. 033	0. 001	0.014	0	
柳橋	mg/L	4	0. 028	0. 0025	0. 014	0	0.05以下
金堀橋	mg/L	4	0. 029	0. 0013	0. 012	0	

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準1(1)のイ
- 注 2) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

2. 河川 (通日調査)

表10 測定結果と環境基準との比較(八千代橋)

地点別(類型)			八千代	橋(E類型	型)[環境	基準点]		
7.0	単位	H27. 5. 26∼5. 27			Н27.	10.13~10	環境基準 (E類型)	
項目	甲亚	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
水素イオン濃度 (pH)	-	7. 9	7. 6	7. 7	7. 7	7. 5	7. 6	6. 0以上 8. 5以下
溶存酸素量 (D0)	mg/L	7. 7	5. 1	6. 5	7. 6	5. 5	6. 3	2以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.7	1.2	1. 7	2	1. 1	1.4	10以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	3	1	2	5	1	3	ごみ等の浮遊が認め られないこと

注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 1(1)のア

表11 測定結果と環境基準との比較(さくら橋)

地点別(類型)								
項目	単位	H27. 5. 26∼5. 27			Н27.	10.13~10	環境基準 (E類型)	
- 「	中亚	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均值	
水素イオン濃度 (pH)	-	7. 9	7. 6	7. 7	7. 7	7. 5	7. 6	6.0以上 8.5以下
溶存酸素量 (D0)	mg/L	9. 7	5. 4	7. 1	8	5.8	6.8	2以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	5. 3	4. 1	4.8	5. 1	1.8	3. 1	10以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	7	2	5	6	2	4	ごみ等の浮遊が認め られないこと

注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準1(1)のア

表12 測定結果(船橋ハイム前)

地点別(類型)		船橋ハイム前							
項目	出任	Н27	7. 5. 26∼5.	27	Н27.	10.13~10	0. 14		
	単位	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値		
水素イオン濃度 (pH)	-	7. 7	7. 5	7. 6	7.8	7. 4	7. 7		
溶存酸素量 (D0)	mg/L	6.6	3. 5	4. 9	7.3	5. 3	6. 2		
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	6. 2	2. 1	3. 9	4	1.4	2. 9		
浮遊物質量 (SS)	mg/L	5	<1	2	8	1	2		

3. 海域 (通年調査)

1)健康項目

海域測定結果(検出された項目のみ)と環境基準との比較を表13に示す。

砒素、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたが、いずれも環境基準に適合していた。

測定を実施した他の健康項目は、全て不検出であり、環境基準に適合していた。

表13 海域測定結果(検出された健康項目のみ)と環境基準との比較

75 D	光	検出された	検出回数		測気	定値		環境基準
項目	単位	地点	測定回数 (回)	最大	最 小	平 均	適合 状況	(年平均値)
		船橋1(混合)	5/6	0.006	<0.001	0.003	0	
砒素	mg/L	船橋2(混合)	6/6	0.004	0.001	0. 002	0	0.01以下
		海苔漁場	6/6	0.004	0.001	0. 002	0	
		船橋1(混合)	1/6	0.009	<0.001	0.002	0	
セレン	mg/L	船橋2(混合)	1/6	0.008	<0.001	0.002	0	0.01以下
		海苔漁場	1/6	0. 007	0.007 <0.001 0.002		0	
		船橋1(表層)	12/12	0. 78	0. 17	0.43	0	
		船橋1(下層)	12/12	0. 58	0. 013	0. 23	0	
硝酸性窒素及び	/I	船橋2(表層)	12/12	0. 57	0.012	0. 29	0	101717
亜硝酸性窒素	mg/L	船橋2(下層)	12/12	0. 56	0. 016	0. 25	0	10以下
		海苔漁場	12/12	0. 77	0.014	0. 37	0	
		航路C	12/12	0. 67	0.21	0.43	0	

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表1 人の健康の保護に関する環境基準
- 注 2) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す(評価の対象は平均値とした)。

2) 生活健康項目

海域測定結果(生活環境項目)と環境基準との比較を表14~21に示す。

なお、pH、DO、COD、及びn-ヘキサン抽出物質については、船橋1と航路Cでは C類型、船橋2と海苔漁場ではB類型の環境基準が適用される。全窒素と全りんについては、全ての測定地点でIV類型の環境基準が適用される。全亜鉛、LAS及びノニルフェノールに ついては、船橋1と船橋2及び航路Cでは生物A、海苔漁場では生物特Aの環境基準が適用 される。

船橋1においてp H及びDOが、船橋2においてp H、DO及びCODが、海苔漁場においてp H、COD,CODOH及び全りんが、航路Cにおいてp H及び全りんが、それぞれ基準を超過した。

その他の項目は環境基準に適合していた。

表14 海域測定結果(生活環境項目・pH等)と環境基準との比較(船橋1)

地点別(類類	型)		舟	沿橋1(C類	型)[環境基	基準点]	
在 日	177 \T-	松山田		測定値		本 7 1121日	環境基準 C類型
項目	単位	採水層	最大	最小	平均 (75%水質値)	適合状況	し類主
		表層	8. 9	7. 7	8. 2	5,7,8月 で不適合	
水素イオン濃度 (pH)	-	下層	8. 2	7. 7	7. 9	○ (全測定適合)	7.0以上 8.3以下
		平均	8. 4	7.8	8.1		
	mg/L	表層	11. 7	4.3	8.9	○ (全測定適合)	
溶存酸素量 (DO)		下層	8. 7	<0.5	4. 9	6, 7, 8月 で不適合	2以上
		平均	9. 9	3.4	6.9		
		表層	7. 6	1.4	3. 9 (4. 4)	○ (75%水質値適合)	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	下層	6. 6	1.6	3. 0 (3. 1)	〇 (75%水質値適合)	8以下
		平均	6. 1	1. 5	3. 5 (3. 8)	〇 (75%水質値適合)	
測定回数			通年調査:	12回			

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準2のア
- 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、CODは日平均値の 75%水質値と、その他の項目は測定値との比較により、それぞれ評価した。 平均欄には各月の表層、下層の平均の最大値、最小値、平均値及び75%水質値を示した。
- 注 3)
- 注 4) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表15 海域測定結果(生活環境項目・pH等)と環境基準との比較(船橋2)

地点別(類類	型)			船標	喬2(B類型)			
7))((L	K L E		測定値		74 A 41 7 P	環境基準 B類型	
項目	単位	採水層	最大	最小	平均 (75%水質値)	適合状況	B類型	
		表層	9.0	7. 9	8. 3	5, 6, 7, 8月で 不適合		
水素イオン濃度 (pH)	-	下層	8. 7	7. 9	8. 2	5,8月で不適合	7.8以上 8.3以下	
		平均	8. 7	7. 9	8. 3			
		表層	13. 6	6. 3	9. 9	○ (全測定適合)	ω.	
溶存酸素量 (DO)	mg/L	下層	11.5	2. 7	7.8	7月で不適合	5以上	
		平均	11.6	6. 3	8. 9			
	mg/L	表層	7.3	1.8	4. 0 (4. 6)	× (75%水質値不適合)		
化学的酸素要求量 (COD)		下層	4.6	1.6	3. 0 (3. 6)	× (75%水質値不適合)	3以下	
		平均	5. 5	1. 7	3. 5 (4. 4)	× (75%水質値不適合)		
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	表層	検出せず	検出せず	検出せず	○ (全測定適合)	検出され ないこと	
測定回数			通年調査:12回					

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準2のア
- 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、CODは日平均値の 75%水質値と、その他の項目は測定値との比較により、それぞれ評価した。 平均欄には各月の表層、下層の平均の最大値、最小値、平均値及び75%水質値を示した。
- 注 4) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表16 海域測定結果(生活環境項目・pH等)と環境基準との比較(海苔魚場)

地点別(類類	型)			海苔漁場	昜(B類型)		
-T P)// / I			測定値)	環境基準 B類型
項目	単位	採水層	最大	最小	平均 (75%水質値)	適合状況	D類主
水素イオン濃度 (pH)	-	表層	8. 9	7. 9	8. 2	6, 7, 8月 で不適合	7. 8以上 8. 3以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	表層	11.8	6. 2	9. 0	○ (全測定適合)	5以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	表層	6. 2	1. 5	3. 7 (4. 8)	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 2月で不適合	3以下
化学的酸素要求量 アルカリ性法(CODOH)	mg/L	表層	3. 3	0.6	1. 6 (1. 8)	7月で不適合	3以下
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	表層	検出せず	検出せず	検出せず	○ (全測定適合)	検出され ないこと
測定回数	通年調査:12回						

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のア
- 注 2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、CODは日平均値の75%水質値と、その他の項目は測定値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 平均欄には各月の表層、下層の平均の最大値、最小値、平均値及び75%水質値を示した。
- 注 4) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表17 海域測定結果(生活環境項目・pH等)と環境基準との比較(航路C)

地点別(類型	型)			航路€	(C類型)		200000000000000000000000000000000000000
-7-0	277.11			測定値)-t	環境基準 C類型
項目	単位	採水層	最大	最小	平均 (75%水質値)	適合状況	し類主
水素イオン濃度 (pH)	-	表層	8.8	7.8	8.2	5,7,8月 で不適合	7.0以上 8.3以下
溶存酸素量 (D0)	mg/L	表層	10. 9	6. 3	9. 1	○ (全測定適合)	2以上
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	表層	6. 4	1.4	3. 7 (4. 6)	〇 (75%水質値適合)	8以下
測定回数			通年調査:	12回			

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のア
- 注 2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、CODは日平均値の75%水質値と、その他の項目は測定値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 平均欄には各月の表層、下層の平均の最大値、最小値、平均値及び75%水質値を示した。
- 注 4) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表18 海域測定結果(生活環境項目・全窒素及び全りん)と環境基準との比較

地点別(類	型)	舟	沿橋1表層	(IV類型)		舟	沿橋2表層	(IV類型)		環境基準	
項目単位			測定値		適合状況	適合状況 測定係			適合状況	(E類型)	
	7-124	最大値	大値 最小値 平均値 最大値		最大値	最小値	平均値	X 1 1///			
全窒素	mg/L	1.4	0. 57	0.95	0	1. 1	0. 41	0. 77	0	1以下	
全りん	mg/L	0. 12	0. 063	0. 085	0	0. 13	0. 037	0. 072	0	0.09以下	
測定回数	測定回数 通年調査:12回					通年調査:12回					
地点別(類	型)		海苔漁場	(IV類型)		航路C(IV類型)				環境基準	
項目	単位	測定値			適合状況	測定値			適合状況	(E類型)	
	十匹	最大値	最小値	平均値	M 1 1/1/1	最大値	最小値	平均値			
全窒素	mg/L	1. 5	0. 55	0.88	0	1. 2	0. 73	0. 95	0	1以下	
全りん	mg/L	0. 20	0. 043	0. 093	×	0. 14	0. 052	0. 094	×	0.09以下	
測定回数 通年調査:12回					通年調査:12回						

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のイ
- 注 2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、表層の年間平均値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。 ×は環境基準に不適合であることを示す。

表19 海域測定結果(生活環境項目・全亜鉛)と環境基準との比較

地	点名	単位	測定回数	最大値	最小値	平均値	適合状況	類型指定	環境基準
船橋1	表層	mg/L	6	0.009	0.003	0. 005	0		0.02以下
	下層	mg/L	6	0. 008	0. 002	0. 005	0	生物A類型	
船橋2	表層	mg/L	6	0. 006	0.002	0.003	0	生物A類室	
	下層	mg/L	6	0. 005	0. 001	0. 003	0		
海芒	点場	mg/L	6	0.008	0.002	0. 005	0	生物特A類型	0.01以下
航	路C	mg/L	6	0. 007	0.001	0.004	0	生物A類型	0.02以下

- 注1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」別表2 生活環境の保全に関する環境基準2のウ
- 注2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、年間平均値との比較により、それぞれ評価した。
- 注3) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表20 海域測定結果(生活環境項目・ノニフェノール)と環境基準との比較

地	点名	単位	測定回数	最大値	最小値	平均値	適合状況	類型指定	環境基準
船橋1	表層	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0		0. 001以下
	下層	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	/ hbm A 米石开II	
船橋2	表層	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	生物A類型	
	下層	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0		
海芒	5魚場	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	生物特A類型	0.0007以下
航	路C	mg/L	4	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0	生物A類型	0.001以下

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のウ
- 注2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、年間平均値との比較により、それぞれ評価した。"
- 注3) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

表21 海域測定結果(生活環境項目・LAS)と環境基準との比較

地	点名	単位	測定回数	最大値	最小値	平均値	適合状況	類型指定	環境基準
船橋1	表層	mg/L	6	0.0006	<0.0006	0.0006	0		0.01以下
	下層	mg/L	6	0. 0006	<0.0006	0.0006	0	/├- hbm ∧ 将五开U	
船橋2	表層	mg/L	6	0. 0007	<0.0006	0.0006	0	生物A類型	
	下層	mg/L	6	0.0011	<0.0006	0. 0007	0		
海芒	5魚場	mg/L	6	0. 0007	<0.0006	0.0006	0	生物特A類型	0.006以下
航	路C	mg/L	6	0. 0007	<0.0006	0.0006	0	生物A類型	0.01以下

- 注 1) 環境基準・・・「水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年環境庁告示第 59 号)」別表 2 生活環境の保全に関する環境基準 2 のウ
- 注2) 適合状況は、処理基準における環境基準の適合の判断に基づき、年間平均値との比較により、それぞれ評価した。"
- 注3) 適合状況・・・○は環境基準に適合することを示す。

4. 要監視項目

要監視項目(健康項目及び水生生物の保全に係る項目)の測定を、河川では八千代橋、海域では船橋1及び船橋2の計3地点において、6月に実施した。

測定結果(検出された項目のみ)と指針値との比較を表22に示す。

モリブデン、全マンガン、ウラン、ホルムアルデヒドが検出され、モリブデン、全マンガン及びホルムアルデヒドは指針値を下回っていた。ウランは船橋1において指針値を上回っていた。ウランは海域に広く存在し、一般的な海水中のウラン濃度は 0.0033mg/L 程度とされており(表 23 参照)、指針値を上回る量で含まれていることが報告されている。よって、ウランが指針値を上回った船橋1は海域であるため、海水中の影響が大きいものと推察される。

					D.
項目	単位	地点名	測定結果	適合状況	指針値
モリブデン	mg/L	船橋1(混合)	0. 010	0	0.07以下
+ y / y /	ilig/ L	船橋2(混合)	0. 010	0	0.07以下
		八千代橋(AM)	0.07	0	0. 2以下
全マンガン	mg/L	船橋1(混合)	0. 10	0	
		船橋2(混合)	0.03	0	
		八千代橋(AM)	0. 0002	0	
ウラン	mg/L	船橋1(混合)	0. 0022	×	0.002以下
00000000		船橋2(混合)	0. 0019	0	
ホルムアルデヒド	mg/L	船橋2(混合)	0.003	0	0. 3以下

表22 要監視項目測定結果(検出された項目のみ)と指針値との比較

- 注1) 指針値・・・「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)(平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)」 別表1 別表2 生活環境の保全に関する環境基準 2のウ
- 注 2) 適合状況・・・○は指針値を下回っていることを示す。 ×は指針値を上回っていることを示す。

表 2	3	ウラン濃度の文献値
4X 4		

出典	測定地点等	文献値(mg/L)
	四日市・鈴鹿地先海域(St-4)(三重県)	0. 0049
環境省1)	新居浜海域(610-5)(愛媛県)	0. 0056
	江波沖(広島県)	0. 0033
海洋観測指針(1990版) ²⁾	海水中に含まれるウラン濃度	0. 0033

注) 出典

- 1) 平成13年度要調查項目等存在状況調查結果 環境省
- 2) 海洋観測指針(気象庁編) 日本海洋学会 (1990)

5. 底質調査

底質調査を、河川では八千代橋、さくら橋、船橋ハイム前、柳橋、金堀橋及び長殿橋の計6地点で、海域では船橋1、船橋2及び海苔漁場の計3地点で6月に実施した。

底質の測定値のうち、水銀とPCBについて、参考として底質の暫定除去基準と比較したところ、全ての地点で暫定除去基準を大きく下回っていた。(表24参照)

表24 底質測定結果(総水銀及びPCB)と暫定除去基準との比較

項目	単位	地点名	測定値の範囲	適合状況	暫定除去基準
		八千代橋	0.08	0	
	***************************************	さくら橋	0. 02	0	
	•	船橋ハイム前	0.01	0	
	www.	柳橋	0.14	0	
水銀	mg/kg	金堀橋	0.01	0	25以下
		長殿橋	0.02	0	
		船橋1	0.14	0	
		船橋2	0.08	0	
		海苔漁場	0.01	0	
		船橋ハイム前	0.01	0	
РСВ	/1	柳橋	0.01	0	1017
	mg/kg	長殿橋	0.01	0	10以下
		船橋1	0.01	0	

注1) 暫定除去基準・・・「底質の暫定除去基準について(昭和50年10月28日環水管第119号)」

6. 経年変動

1) 河川

河川のBOD平均値の経年変動を図1~3に示す。

海老川水系の環境基準点である八千代橋のBOD平均値は、年々減少する傾向を示している。また、75%水質値も減少傾向を示しており、平成16年度では8.1mg/Lであったが、徐々に減少傾向が続き、今年度の75%水質値は2.5mg/Lであった。その他の地点も減少傾向を示した。

真間川水系の藤原は平成22年度以降、徐々に減少傾向を示しているが、柳橋は平成16年 以降、横ばい傾向である。

印旛沼水系は他の水系と比較すると低いBOD濃度であり、横ばいから減少傾向を示している。

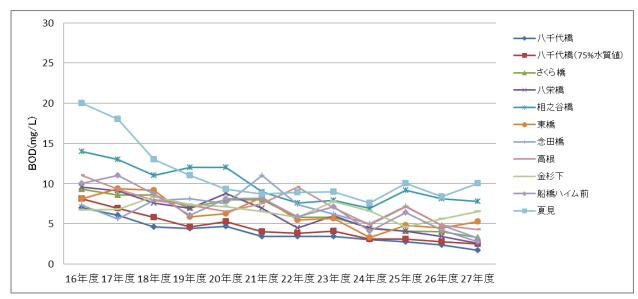


図1 海老川水系のBOD平均値経年変動

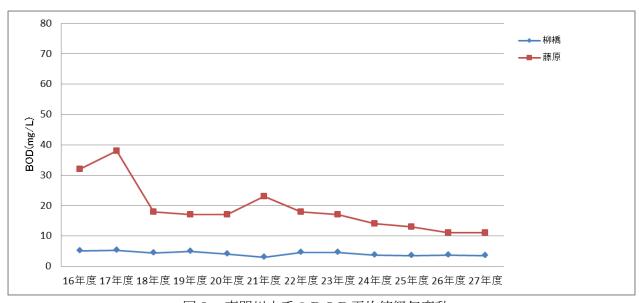


図2 真間川水系のBOD平均値経年変動

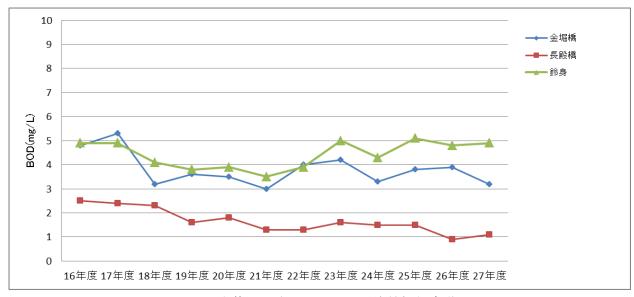


図3 印旛沼川水系のBOD平均値経年変動

2)海域

① C O D

海域のCOD平均値の経年変動を図4、図5に示す。

CODの値は船橋1、船橋2及び航路Cは横ばい傾向であったが、海苔漁場以外で去年と比較して減少傾向であった。海苔漁場においてはアルカリ性法のCODも実施しているが、低い濃度で横ばい傾向であった。

船橋1の 75%水質値は、3~6mg/L 程度の範囲で推移しており、C型類型環境基準 (8mg/L 以下) に適合していた。しかし船橋2の 75%水質値は船橋1と同程度の範囲で推移していたが、B型類型環境基準 (3mg/L 以下) に不適合であった。

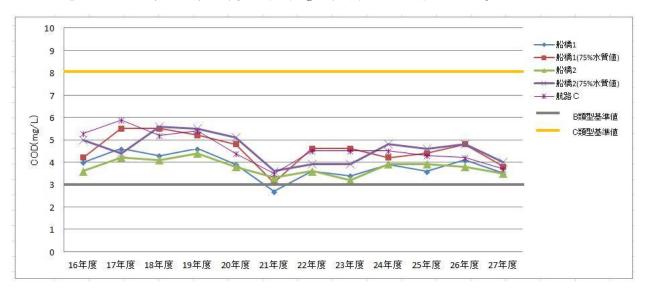


図4 船橋1及び船橋2のCOD平均値経年変動



図5 海苔漁場及び航路CのCOD平均値経年変動

②全窒素及び全りん

海域の全窒素及び全りんの平均値の経年変動を図6、図7に示す。

全窒素は船橋2及び海苔漁場は増加傾向であったが、船橋1及び航路Cは減少傾向であった。全りんは船橋1、船橋2及び航路Cは徐々に減少傾向であったが、海苔漁場は昨年と比較して増加傾向であった。

調査したいずれの地点もIV類型(全窒素; 1mg/L以下、全りん; 0.09mg/L以下)に該当し、全窒素については、全地点で環境基準に適合していた。船橋1は平成16年度から19年度及び平成21年度から平成23年度で、航路Cについては毎年環境基準に不適合であったが、今年は適合しており、全体的に減少傾向が見られる。

全りんについては、船橋1及び船橋2が環境基準に適合していたが、その他の地点につては環境基準に不適合であった。

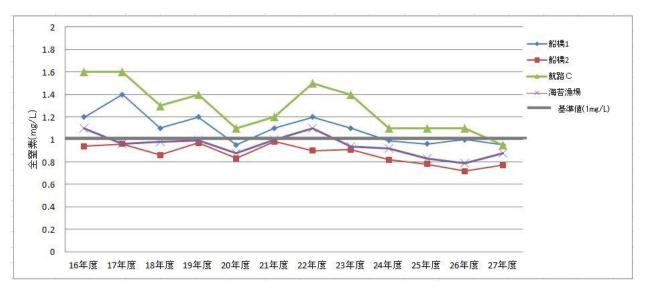


図6 海域の全窒素平均値経年変動

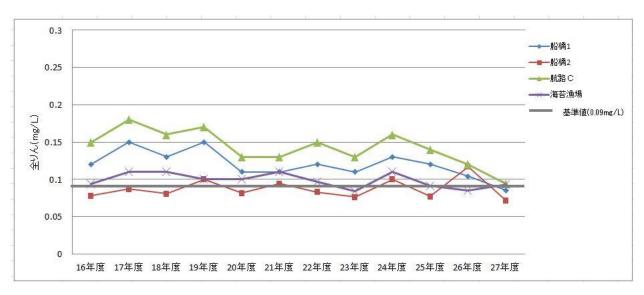


図7 海域の全りん平均値経年変動

7. まとめ

1)環境基準との比較

①河川 (通年調査)

健康項目については、一部の項目で検出された地点があるが、全て環境基準に適合していた。

生活環境項目も全ての地点において、全ての項目が環境基準に適合していた。

②河川 (通日調査)

全ての地点において、全ての項目が環境基準に適合していた。

③海域

健康項目については、一部の項目で検出された地点があるが、全て環境基準に適合していた。

生活環境項目においては、一部の項目で環境基準に不適合となった。 p Hの測定結果は、例年と同様で全体的にアルカリ性側に傾いており、アルカリ性側で環境基準に不適合となっていた。 D O の測定結果は、船橋1、船橋2の下層において、夏季に低値を示し、環境基準と不適合となっていた。 C O D の測定結果は、船橋1 (75%水質値)及び航路C は環境基準に適合していたが、船橋2 (75%水質値)及び海苔漁場は環境基準に不適合となっていた。

全窒素の測定結果は、全ての地点において環境基準に適合していた。全りんの測定結果は、船橋1及び船橋2は環境基準に適合し、海苔漁場及び航路Cは不適合であった。

また、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの測定結果は、全ての地点において、環境 基準に適合していた。

4) 底質

底質の測定値のうち、水銀とPCBについて、参考として底質の暫定除去基準と比較したところ、全ての地点で暫定除去基準を大きく下回っていた。

2) 要監視項目

6月に河川の八千代橋、海域の船橋1及び船橋2について調査を実施した。その結果、一部の項目が検出された地点があったが、ウランを除く全ての項目で指針値に適合していた。ウランについては、船橋1(混合)において指針値を上回っていた。ウランは海域に広く存在し、海水中のウランは指針値を上回る量で含まれている報告例がある。

3) 経年変動

①河川

海老川水系の環境基準点である八千代橋を含めて、徐々に減少する傾向を示している。 真間川水系の藤原は徐々に減少傾向を示しているが、柳橋は横ばい傾向である。

印旛沼水系は他の水系と比較すると低いBOD濃度であったが、昨年と比較すると横ばいから減少傾向を示している。

②海域

CODの値はいずれの地点も横ばい傾向であったが、昨年と比べ全体的に若干減少傾向であった。海苔漁場においてはアルカリ性法のCODも実施しているが、低い濃度で横ばい傾向であった。

全窒素は昨年に比べ船橋2及び海苔漁場は増加傾向であったが、船橋1及び航路Cは減少傾向であった。

全りんは昨年と比較して船橋1、船橋2及び航路Cは減少傾向であったが、海苔漁場は 増加傾向であった。